

秋田自動車道
秋田管内切土のり面対策工設計
特記仕様書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
東北支社 秋田管理事務所

第1章 総則

1－1	調査等概要	1
1－2	適用する共通仕様書	1
1－3	テクリスへの登録	1
1－4	履行期間	2
1－5	資料の貸与	2
1－6	計画工程表	2
1－7	調査等打合簿の作成及び提出について	3
1－8	工事記録情報の作成及び提出について	3
1－9	保安に関する事項	4
1－10	三者協議会について	4
1－11	熱中症対策に係る費用	4
1－12	クマ対策に係る対策費用	5

第2章 業務細部に関する事項

2－1	適用すべき諸基準	6
2－2	現地踏査	6
2－3	安定解析	6
2－4	対策工法の検討	6
2－5	附帯工設計 詳細図作成等	6
2－6	工事発注用図面作成	7
2－7	打合せ	7
2－8	交通費・宿泊費	7
2－9	成果品	7

第3章 補足事項

3－1	調査等打合せ簿への概略業務量の提示	8
3－2	設計図書の変更及び追加が予想される内容	8

第1章 総則

1-1 調査等概要

- 1-1-1 調査等名 秋田自動車道 秋田管内切土のり面対策工設計
- 1-1-2 道路名 秋田自動車道

- 1-1-3 履行箇所 自) 秋田県大仙市内小友(大曲IC)
至) 秋田県山本郡三種町鶴川(八竜IC)

1-1-4 主な履行内容

安定解析	1 断面
対策工法の検討	3 対策箇所
附帯工設計 現地踏査	1 式
附帯工設計 詳細図作成等 のり面工詳細図A	18 枚
附帯工設計 詳細図作成等 のり面工詳細図B	14 枚
工事発注用図面作成 図面修正A	14 枚

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

ない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式—2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 320 日間（まで）

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び 5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
調査報告書（成果品）	秋田管理事務 R 7 秋田管内切土のり面土質調査	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ
秋田自動車道（大曲 IC～協和 IC）完成図	—		
秋田自動車道（昭和男鹿半島 IC～五城目八郎潟 IC）完成図	—		
秋田自動車道（琴丘森岳 IC～八竜 IC）完成図	—		
報告書	東北横断自動車道秋田線 STA233+50m 付近切土法面調査		
適用すべき諸基準	既設盛土補強の設計・施工に関する技術資料（令和 6 年 7 月）		
建設時の設計報告書・工事報告書	—		

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、夏期休暇（3 日）を除く

1-6 計画工程表

1-6-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-1-4-1「作業計画書の提出」（2）に示す作業計画書中の計画工程表（本特

記仕様書様式—1)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者で協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書 1-9「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、共通仕様書 1-9-3「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
現地踏査		
安定解析		
対策工法の検討		
附帯工設計 詳細図作成等	のり面工詳細図作成A	
附帯工設計 詳細図作成等	のり面工詳細図作成B	
工事発注用図面作成	図面修正 A (平面図)	
	図面修正 A (横断図)	

1-6-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員で協議の上決定するものとする。

1-7 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

1-8 工事記録情報の作成及び提出について

(1) 共通仕様書 1-4-4-1「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 8 年 7 月版とする。

(2) 受注者は工事記録収集システムヘデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」(本特記仕様書様式—3)を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

(3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-9 保安に関する事項

1-9-1 調査用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1-9-2 調査用車両の区別

受注者は調査に使用する車両と一般車両の区別をするため、以下に示す調査用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

調査用車両標示板参考図

秋田自動車道
秋田管内切土のり面対策工設計
設計用車両
受注者名（□□）

材質：耐水合板、強化プラスチック、
布製又はラミネート加工した印刷物等

色彩：黄色地に黒文字

寸法：前部標示板

乗用車等：A 4 サイズ

トラック、ダンプ等：B 4 サイズ

後部標示板

トラック、ダンプ等：30cm×90cm

その他の全車両：A 3 サイズ

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者が設ける調査車両番号

1-10 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者として協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-11 熱中症対策に係る費用

1-11-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

1-11-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注

者と監督員の間で協議するものとする。

品目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-1-1-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

1-1-1-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払い実績が確認できる資料

1-1-2 クマ対策に係る対策費用

1-1-2-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-1-2-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

名称	発行元	発行年月日
既設盛土補強の設計・施工に関する技術資料（令和6年7月）	東日本高速道路株式会社	令和6年7月

2-2 現地踏査

受注者は、現地踏査により盛土のり面及び切土のり面に必要な現地状況の基本的事項を把握するものとする。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者との協議の上決定するものとする。現地踏査の検測数量は、一式とする。

2-3 安定解析

安定解析は、本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す調査報告書（成果品）を用い、監督員の指示する断面において、共通仕様書3-4-6 表3-6「安定解析」に示す業務を行う。対象箇所は72.0KP～72.1KPとする。

2-4 対策工法の検討

対策工法の検討は共通仕様書3-4-6 表3-6「対策工法の検討」に示す業務を行う。対象箇所は72.0KP～72.1KP、145.2KP～145.3KP、163.2KP～163.3KPとする。

2-5 附帯工設計 詳細図作成等

附帯工設計 詳細図作成は共通仕様書5-5-4「詳細図作成」により、設計図書に基づいた設計範囲におけるのり面工について工事実施に必要な詳細図等を作成する。

なお、詳細図作成の種別は次に示すとおり行うものとする。

種別	区分	枚数	作成難易度	簡易な応力計算	箇所	備考
のり面工 詳細図A	のり面工	18枚	簡単	無	85.5KP～ 85.7KP 145.2KP～ 145.3KP 163.2KP～ 163.3KP	
のり面工 詳細図B		14枚	複雑	無	72.0KP～ 72.1KP	

2-6 工事発注用図面作成

2-6-1 図面修正

工事発注用図面作成とは、共通仕様書 5-1-1 「工事発注用図面作成」の規定に従って作成するものをいい、図面の区分、成果品項目及び図面の修正率は、下記のとおりとする。

内訳書の項目	図面の区分	図面の修正率	図面の内容	枚数	設計計算	数量計算
図面修正 A	比較的簡易な図面	10% 程度	平面図	6枚	無	無
			横断図	8枚	無	無

2-7 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め4回とし、日帰りを基本とする。

当初の打合せは現地踏査に行い、打合せの検測数量は1式とする。

履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いには監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 秋田管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及びWeb 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いには監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-8 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-9 成果品

本業務の成果品提出部数は、共通仕様書 1-4-5-5 「標準提出部数」に基づくものとし、報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

第3章. 補足事項

3-1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

(1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師 B 換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

(2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-2 設計図書の変更及び追加が予想される内容

下記に示す事項については、関連する事項の業務内容を変更または追加する場合があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(1) 関係機関との協議または現地踏査の結果に基づき、業務内容の変更及び追加をする場合がある。

(2) 業務の結果に基づき、技術業務内容の変更及び追加をする場合がある。

秋田自動車道 秋田管内切土のり面対策工設計 設計工程表（案）

【様式-1】

1 設計業務

項 目	日 程	計画準備	○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			備 考
			10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
1. 余裕期間																														
2. 準備期間																														
3. 現地踏査																														
4. 安定解析																														
5. 対策工法の検討																														
6. 附帯工設計 詳細図作成等																														
①のり面工詳細図作成A																														
②のり面工詳細図作成B																														
7. 工事用発注図面作成																														
8. 照査期間・確認期間																														
9. 成果品作成																														
10. 設計打合せ																														

2 貸与資料

項 目	日 程	貸与の有無	貸与時期		○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			○月			
					10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	
①調査報告書（成果品）		④	・ 無	契約締結から7日間以内																									
②秋田自動車道 完成図		④	・ 無	契約締結から7日間以内																									
③東北横断自動車道秋田線 STA233+50m付近切土法面調査		④	・ 無	契約締結から7日間以内																									
④既設盛土補強の設計・施工に関する技術資料（令和6年7月）		④	・ 無	契約締結から7日間以内																									
⑤建設時の設計報告書・こうじ報告書		④	・ 無	契約締結から7日間以内																									

3 照査内容

照査時期、照査内容、照査結果	照査① ・ 照査時期：基本条件、設計条件検討時 ・ 照査内容：基本条件の照査 ・ 照査結果：	照査② ・ 照査時期：設計方針、最終形式案決定時 ・ 照査内容：細部条件の照査 ・ 照査結果：	照査③ ・ 照査時期：成果品納入前 ・ 照査内容：成果品の照査 ・ 照査結果：
----------------	---	--	--

⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用すること。
※作成時の留意事項
① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式ー2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 秋田自動車道 秋田管内切土のり面対策工設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2ー1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2ー2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3ー1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3ー2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3ー3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

(3ー2. 受注者が設定した業務の終期)

様式一3

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受 注
管理技術者
_____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名		東日本高速道路㈱ 東北支社 秋田管理事務所	
調 査 等 名		秋田自動車道 秋田管内切土のり面対策工設計	
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。